

令和 年 月 日

保護者様

新潟県立小出高等学校長

出席(登校)停止について (通知)

お子さんが現在かかっている感染症は、学校保健安全法により、他の生徒にうつるおそれのある期間は出席(登校)できません。

病気が回復し、医師から登校が許可されましたら、下記の「登校許可通知書」を記入していただき、学級担任に提出してください。なお、出席(登校)停止になった期間は欠席とみなしません。

| 病名 | 出席(登校)停止の期間(基準) 令和5年度改正 |
|---|--|
| | 下記の第2種学校感染症は、表の基準の他、症状により医師が感染のおそれがないと認めた時は登校可能。 |
| 1 インフルエンザ (新型インフルエンザを含む) | 発症後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。 ※療養解除届を提出 |
| 2 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで。 |
| 3 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで。 |
| 4 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 |
| 5 風疹 | 発疹が消失するまで。 |
| 6 水痘 | すべての発疹がかさぶたになるまで。 |
| 7 咽頭結膜熱 アデノウイルス感染症 | 発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで。 |
| 8 新型コロナウイルス感染症 | 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。 ※療養解除届を提出 |
| 9 その他の感染症 | |

専門医様

現在かかっている感染症が回復し、他の生徒に感染するおそれなくなりましたら、保護者又は生徒に下記の通知書を渡して下さるようお願いいたします。

きりとりせん

登校許可通知書

| | |
|----------|--------|
| 学年・組及び氏名 | 年 組 氏名 |
|----------|--------|

診断年月日 令和 年 月 日

病名 _____

上記の生徒の病状は回復し、他の生徒に感染するおそれがないと認められますので、

令和 年 月 日より出席(登校)してもよいので通知します。

病(医)院名又は
医師氏名 _____